

令和2年 第8回臨時会

# 屋久島町議会議録

令和2年11月27日 開会

令和2年11月27日 閉会

屋久島町議会



令和2年第8回屋久島町議会臨時会会期日程

自11月27日・至11月27日（1日間）

月	日	曜	会議別	日	程
11月	27日	金	本会議	○開	会



# 令和2年第8回屋久島町議会臨時会

第 1 日

令和2年11月27日



令和2年第8回屋久島町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年11月27日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第103号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第104号 屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり



1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	5番	上村富士高君
6番	渡邊千護君	7番	石田尾茂樹君
8番	榎光徳君	9番	緒方健太君
10番	小脇清保君	11番	日高好作君
12番	下野次雄君	13番	岩川俊広君
14番	寺田猛君	15番	大角利成君
16番	高橋義友君		

1. 欠席議員（1名）

4番 岩山鶴美君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長 観光まちづくり課参事 （観光推進担当）	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	川東眞稔君	町民課長	日高邦義君
生活環境課長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
建設課参事 （農村整備担当）	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
地域住民課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育振興課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
	計屋正人君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。ただいまから令和2年第8回屋久島町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋義友君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番、小脇清保君、11番、日  
高好作君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋義友君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

△ 日程第3 議案第103号 屋久島町一般職の職員の給与に関  
する条例の一部改正について

△ 日程第4 議案第104号 屋久島町第1号会計年度任用職員  
の報酬、期末手当及び費用弁償に  
関する条例の一部改正について

○議長（高橋義友君）

日程第3、議案第103号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につ  
いて、及び日程第4、議案第104号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手  
当及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

提案理由の説明の前に、新型コロナウイルス感染症の状況について御報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症の国内感染者数は、11月に入り一部の地域でクラスター発生による急激な増加もあり、1日当たりの感染者数が過去最多となるなど高い水準で続いております。

鹿児島県内においては、11月に3例のクラスターが発生し、25日現在137人の感染者が確認され、感染者数の累計は、今朝612名となりました。これまでも6例のクラスターが発生しており、9例のクラスター関連の感染者は全体の63.1%となっております。年代ごとでは、20代が23.6%と最も多く、次いで30代の18%、40代の13.7%となっており、最近では10代の感染者も増加傾向にあります。

本町におきましては、8月に発生した1例目以降、新たな感染者は発症しておらず、地域経済や観光事業等への支援策により、屋久島を訪れる方々も増加傾向にあり、島内経済にも少しずつ回復の兆しが見られる中で、国内での感染者増加や離島でのクラスター発生には危機感を感じているところであり、経済活動の継続には一人一人の感染防止意識の向上が必要不可欠だと考えております。

県内では、新型コロナウイルス感染症に感染した患者のうち無症状者の割合が41.8%と高いことから、知らず知らずのうちに感染が広がることを防ぐとともに、これからの年末年始にかけ会食の機会が増加することが予想されますことから、国が示す感染リスクの高まる5つの場面や感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫など、新たな感染防止策について町ホームページ、町報を通じ周知し、感染拡大防止に努めてまいります。

また、季節性インフルエンザの流行期に備え、新型コロナウイルス感染症の初期症状は、発熱、せき、倦怠感、喉の痛み等、インフルエンザと類似しており、医療機関や相談窓口の逼迫を懸念して、今月から発熱等の症状がある場合の相談先に地域のかかりつけ医を追加し、症状がある場合は地域のかかりつけ医や受診相談センターに相談するなど早めの対応を呼びかけておりますことから、特定の医療機関に患者が集中することがないように、町立3診療所において、季節性インフルエンザ流行時に発熱などの症状がある場合、インフルエンザと新型コロナウイルス両方の診断が迅速に行えるよう抗原性検査を行うこととし、県の診療・検査医療機関として指定を受けております。検査実施に当たり、外来患者や医療従事者への感染防止として、基本、ドライブスルー検査とするなどの検査体制を徹底し、町内での感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスワクチンについて、国は現時点でその特性や効果が確立しておらず、開発や生産に関して不確定な要素もあることから、接種時期を具体的に見定めることは困難な状況にある中で、仮に来年当初にワクチンの供給が可能となった場合には、

早期の接種を開始できるよう準備を進めていく必要がありますことから、迅速な対応ができるよう体制整備を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症は、飛沫、接触などによりウイルスが手指を通じて口や鼻から入る場合は、会話やせきなどによるウイルスを含む飛沫や粒子を吸い込むことにより感染することから、誰にでも感染のリスクはあります。移らない、移さないための感染防止策を実践することが重要であります。

最近の感染者増加の要因の一つとして家庭内で感染が広がる例も増えており、家庭内における感染防止策の実践や国の示す事業者ごとのガイドライン等について引き続き情報の提供を行い、感染防止策の徹底を呼びかけてまいります。

それでは、令和2年第8回屋久島町議会臨時会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、条例案2件であります。

それでは、議事日程に従いまして、議案第103号及び議案第104号について御説明いたします。

まず、議案第103号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、本年10月7日、人事院により国家公務員の給与の改定について国会及び内閣に対し勧告が行われたところであります。その内容に鑑み、一般職等の給与につきましても期末手当及び勤勉手当の支給割合を年間「4.50月分」から「4.45月分」に引き下げるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第104号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、本年10月7日、人事院により国家公務員の給与の改定について国会及び内閣に対し勧告が行われたところであります。その内容に鑑み、第1号会計年度任用職員の給与につきましても期末手当の支給割合を年間「2.6月分」から「2.55月分」に引き下げるため、所要の改正をしようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（高橋義友君）**

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（高橋義友君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第103号及び議案第104号の2件は、会

議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。  
お諮りします。

議案第103号及び議案第104号の2件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（高橋義友君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第103号及び議案第104号の2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を1件ずつ行います。

まず、議案第103号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（高橋義友君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第103号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（高橋義友君）**

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第104号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（高橋義友君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第104号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第8回屋久島町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前10時13分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員